

が、こういう委員会の委員の実際の仕事なり会合なり、そういうものからして、あるいは負わされておる任務等からして、一体これらの委員会の委員の報酬というものはどの程度であるべきであるのか、こういうことにつきましても、これはひとつ検討してみようが必要があるが私は従来から考えておるのではありませんが、いま申しましたように、これは財政のほうであつた方より、むしろ行政のほうでもあるいは担当することにかまひありませんが、そういうふうなことは話し合ひなり調査なりというふうなことを最近おやりになつておられるのかどうか。

○政府委員(柴田護君) 先般来、地方議会の議員の報酬問題というのがございまして御承知のようにいろいろ問題があつたわけでございます。なかなか議員にいたしまして、こういう委員にいたしまして、報酬のきめ方はなかなかむずかしいわけでございまして、実はいままでは自主的な判断というもののに重きを置いて地方団体が自主的にきめるのだ、そのたてまえを尊重していくということを中心になら、都道府県の議会の議員につきましても、一定の基準といひますか、よるべきところというのを参考のために示していただく。この前、本委員会でもございましたが、市川先生からお尋ねございましたが、その態度をずっととつてきたわけでございまして、どうも最近の状況では、そうなるまいというところも感ぜられますし、また、やはり財政当局の立場からいいますならば、その程度の基準というものをこの辺でまゝとめるように努力すべきじゃないか、

そうしてやはりそのきめ方の合理化というものと合せて、基準というものを少なくとも何か示すような方向で検討すべきじゃないか、かように考えておりまして、部内ではいろいろ議論もいたしてあります。ただ、お話のように実際に問題といたしましては、なかなかその辺のところがかむずかしい作業でありまして、ずいぶんむずかしい作業なさいいますけれども、やはり私も適当な報酬のあり方というもの、少なくとも理論的にあるのだし、実際問題としても、それを、そのものずばりでなくして、ある程度それに近いものといひますか、ワタといひますか、幅

示し得るのじゃないか、こういふことで、部内ではいろいろ議論をしておるわけでありまして、まだ結論を申し上げる段階にはもちろん至っておりませぬけれども、いろいろ相談はいたしてございまして、その方向で考えていくべきやなかならうかなという感じを財政当局としては持つておる次第でございます。

○鈴木壽君 これは国の機関としての各種の委員会、これなんかともやはり関連づけて検討しなければならぬ問題だとは思ふのですが、少なくとも府県段階におけるこれらの委員会の委員の報酬の一つの基準、あるいは都市の場合、町村の場合と、大体おまかでありませうけれども、三つくらいは段階で何かあまらばらばらになつて、しかも、ばらばらの場合はきわめて低い額で行なわれておるところもありませうし、そういうものを、一つの基準になるような線というものをやはり考え

てみる必要があるのではないかと。もちろんこれはお話の中にもありましたように、各地方公共団体が自主的にいろいろやるのだ。そこで、一つの自主的建前からすれば、あるいは基準を設けるとか水準がどうかとかということが多少問題になると思ふ点がありますけれども、だからといって、その基準を何もそのまま押しつけるという意味ではなしに、そういうものをやばり考えなきやならぬじゃないだろうか、こういうふうな思ふのですね。まあこの点、ひとつこれからの検討問題としたいというお話をございしますが、やばりやつておかないと困るのじゃないか。そうして、それがもう交付税の算定のとこに入つてくるし、地方財政計画の中に当然これは織り込んで考えられていくのですから、やばり問題ははうておけるものじゃないと私は思ふのですがね。あらためて聞いておきます。どうでしょう。

○政府委員(柴田護君) 実際問題を考えてみます場合には、前提をどうするかという問題が実はあるわけでございませう。私どもの体験から申し上げますならば、県の出納長というものを考えますと、出納長というものを副知事と同じような格で考えておる県もありませう。また出納長というものは副知事よりか相当下がつた。むしろ総務部長のほうに仕事のウェイトを置いておる県もありませう。そういうところでは、出納長に副知事並みの報酬を支払うというところについてはおかしいじゃないか、こういう議論がすぐ出てくる。したがつて、同じような事例が市町村段階になつてまいりますと、特に各種委員になつてまいりますと、非常に、ま

あ何と申しますか、仕事の幅があるわけでございませうけれども、その仕事の幅のこなし方等について、ほかの県なりほかの特別職との間に関連が出てきてむずかしい問題が出てくる。しかし、お話のように、全然そういうものについてめどが全然ないのか。めどがないのはおかしいじゃないか。こういうことになつてまいりますれば、私どもはやばり財政的立場に立てば、これはやはりめどというものを、可能であれば、できるだけそういうような努力をして、何かお示しすべきじゃないだろうか。まあ幅をもつて示すということにおそらくならざるを得ないでしょうけれども、何かそういうものが要るのじゃないだろうか。そうしませんが、やはり地方財政の将来を考えてまいりますと、その辺に国が財源措置をする場合に生ずる不安というものが抜けない。この不安をぬぐい去るという立場からいひましても、そういうような自治の立場を尊重しながら、なおかつ一定のよりどころと申しますか、ものさしめいたものを参考のためにつくる、こういうことはやばり必要だろうと私も考えるわけでございませうが、具体的問題になりますと、先ほど来申し上げておりますとおり、なかなかむずかしい問題がたくさんございませうので、なお慎重に検討してまいりたい、かように考えております。

○鈴木壽君 まあ一応私はそういう県における報酬というものの一つの基準なりというものを考えなきやならぬじゃないか、こういうのは、まあそれによつてさつきも言つたように地方団体を拘束してしまふと、それで押えてしまふのだと、こういうことでは

ちろんありませんが、しかしその財政計画の上で、いままでたとえば特別職の場合にこうたというふうな一つの算定のしかたをしておりますので、もちろん交付税のほうにもそれをやつておると、こういうことになつて、それがやばり一つのありべき姿として当然考えられる線だろうと思ふのであります。ですから、それをやるためには、しかし実情がいろいろまだ千差万別——ということばはちよつと当たらないかもしれぬけれども、いろいろな態様があらう、こうしますと、やばりある意味において財政計画に合わせるというふうなこういう考え方を持たざるを得なくなつてくるのでせう。だからそういう意味で、私はそこに一つの基準というものを、現行やつております、たとえば三十九年度でやつたものが、はたして適切なものであるかどうかというところを、ひとつやはり根本的にやつていただくと、その上で財政計画の上でどうなるんだというふうなことでやつていけば、市町村等においても、あるいは都道府県等においても、自主的に条例によつてきめるんだと、こうは言つても、一つの、やはりおのづとそこに基準というふうなものが定められるというふうなことになる、私はこういうふうな思ふわけですから、そういう意味でこれはやはり御検討をせひしていただきたいと思ふわけなんです。実は三十九年度のこまかいそれをいただいておりますので、このいただいた資料からどういふふうになつたのか、はつきりしないのでお尋ねも何かこう抽象的なやうな点になりましてけれども、ひとつそういう点について、他のこの人件費等

についても、やはりいろいろ問題があるのじゃないかと思ふのであります。せんだつてもちよつと申し上げましたように、その点、これから検討して、四十年の交付税の算定の際には、そういうものはひとつ検討された結果が生かされるように私はぜひやっていたきたい、こういうふうに思ひます。

それから次に、もうちよつとお尋ねしたいことは、これはせんだつてもちよつと触れましたのですが、これは交付税全般の問題として、基準財政需要額の見方が実際に合わないんだと、実際よりも低く見られておるとこういうことに関連してありますが、繰り返すことになりましたが、もう一度いまの問題に關連をして、交付税の算定の基本的な問題として、お尋ねをし、できればひとつ要望を申し上げたいと思うのであります。いまの交付税の基準財政需要額の算定は、交付税のワケの中でのいろいろ操作した結果、これを入れないと思うのであります。たとえば三十九年度においても、交付税が八百億なら八百億ふえると、基準財政収入額の引き上げによつてこれぐらゐ出てくるんだと、合わせてこれぐらゐの額になる、こういう中で、その範囲に於いての交付税の算定のときの基準財政需要額の引き上げを考えておる。私は交付税のまあそもそからここで申し上げるつもりはございませんが、一つのあるべき行政の水準、あるいは標準的な行政というものが必要経費を見ると、こういうたてまえに立つてやるならば、いまとられておるような基準財政需要額の引き上げというもののワケ内での操作というものは、これはやはり一度ワケをふち破るようなことを

ぜひしなきゃいけないのじゃないか。非常にこれは基本的な大事な問題、大きな問題だと思ふのであります。こういう点について、せんだつてもちよつと触れましたけれども、あらためてひとつあなた方に考え方を聞きしたいと思ひます。

○政府委員 柴田 謙君 現在の交付税の算定方法からいいますと、お話をよく聞かされた感じがします。疑問といひますか、そういうような気持ちをお持ちになる、あるいはそういう気持ちが出てくる、あるいはそういうことは、私どもにはよくわかるのであります。それはなぜかと申しますと、結局いまの地方団体の実態というものが、一定の行政事務の繰返し、巻き返しと申します。か、経済でいへば、いわゆる非拡大再生産といひますか、そういう形で運行されておるのでなくして、行政事務がいろいろと、激しい拡大再生産といひますか、そういうような形で事務が行なわれておるのが実際だ。したがって、そういう意味合いのいろいろ新しい経費が次々と押しつけられてくる。ところがそれを交付税の中で吸収いたします場合は、どちらかといひと、やや昔の、つまり行政事務が一定のペースをもつて年々繰り返されていくという形において、どちらかといひばとらえがた、そういうぐあひに見える。それは結局投資的経費の算定の問題にならうかと思ふのであります。が、その点からいふたような疑問を申しますか、感じというものを感ぜられるようになってしまふ。そういうようなことになるだろうことは、私どもも実はよくわかつておるわけでございます。問題は、それならば、その技

術的な方法を別として、地方財源全体として十分かどうかということになつてまいります。やはり財政計画といふものに問題が返つてくるのじゃないか。その場合に、あるべき姿をどうするかという問題になつてまいります。これは結局私どもは水かけ論になつてしまふだろう。と申しますのは、仕事は財源さえあれば早くやつたにこしたことはないであつて、できるだけ早く必要な財政需要を満たしてしまふというような措置をとるのがよいことはわかつておるわけでございますが、と申しましても、財源には限りがあるわけでございますので、その財源全体とにらみ合せて、この地方財政にどの程度のものを期待するか。国の財政とバランスをとるならどの程度のものを期待するかといふことになつてまいるのはなからうか。そうしますと、問題の落ちつくところは、結局いまの財政計画の算定の仕方からいひますならば、やはり給与費等については国家公務員の水準によつてこれを計算をしていくわけでございます。公債費等は実額をつかまえておる。投資的経費の中でも、公共事業費あるいはその他の一般の補助事業につきましては、国の補助負担金というものを基礎にして計算をしてきておる。そうしますと、問題の残りますところは、この計算方法がいかに悪いかということになるのじゃないか。つまり地方公務員の給与費の算定が大ききいまいと妥当かどうか。それから国庫補助負担金に伴う事業、これの超過負担その他の吸収のしかたをどうするか。それから一番大きな問題は、地方の投資的経費全体を、公共事業費と単独事業費と合

わせまして、合理的な姿といふものが理論的に鮮明できるか、こういうことになるのではないか。それができてまいりますと、それを受けて交付税の算定方法の合理化といふものもさらに進められるのではないかと。私どもは実はそういうぐあひに考えておるわけでございます。この交付税だけの、基準財政需要額だけの問題でいく議論をいたしましても、問題は解決しない。むしろやはり本来の財政計画に立ち返つて、そこで議論を一本にこなし、それが今度は交付税に反映してくる。その反映のしかたの場合に、やはり問題がございますけれども、その問題は問題としても、大もとから考え直していかなければいかぬではないか、そういうぐあひに実は考えておるわけでございます。したがつて、この意味合いから、先般からお答え申し上げたと思ひますけれども、現在の地方財政のあり方といふものについては、従来の態度と別の角度から、さらに再検討する必要があるんじゃないかと。かろうかといふぐあひに私どもは考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 これは地方財政計画全般の問題として考えると、こういうお話を聞いてみますと、それは理屈はそれとおりだと思ひます。ただ現実の地方財政計画と、いまのこういう交付税のあり方といふものが、一体どういう見方でやられておるのかと、こういう意味で、あなたのおっしゃるような意味で地方財政計画を立てた、たとえば、収入なり、あるいは起債なり、いろいろの財源と、あるいは交付税の問題と、こういう中で、一体交付税がこの額でいいのか悪いのか、悪いならば内

容の算定のしかたがいいのか悪いのかといふ、そういう検討は、実は加えられておりませんね、実際は、だから私が言うのは、もう少しその点を申し上げますと、これは交付税といふのは、国の三税の一定の率で出てくる。もちろんその年その年によつて、景気がどうのこうのと、三税がふえたり何かしますし、総額もふえてきますが、とにかく思想といふものは、三税の一定率といふものは動かないものとして、いま考えられておる。したがつて、財政計画はそういうふうに出てくる。交付税と、地方税と、その他の交付税、それをただ合せて、いかに事業的に配分するか、少し悪口のようになりますが、そういうような反省がいまの財政計画ではないと思ふのです。それ以上に出ないと思ふんだ、財政計画の上から、ですから理屈としては、地方財政計画全般の問題として、その中で一体交付税がどうあるべきか、地方税がどうあるべきか、したがつて、あるいは地方債といふもの、その他の収入といふものはどうあるべきか、こういうことはいくつは当然でありますけれども、現実には、そういうふうな意味での地方財政計画の役割は、私はいま果たしておらぬと思ふ。また、いまのところは果たし得ないと思ふんだ。あなた方は根本的にそれをやりましよう、と

こう言うのであれば、私もほんとうの意味でそういうふうにとつ組んでやっていたらいいんですが、それはそれとしていいんですが、そうじゃないと思ふのです。一方いまの交付税といふものは、この前の委員会の際にもちよつと触れましたように、かえつて地方財政計画を規制するような、一つの役割

りを持っておる。額の上ではわずかの額でありますけれども、この一つの必要経費というものを見ていく場合に、これがやっぱり一つの柱になってきていると思う、事実上そうなっておる状態からしますと、私はこしばらくは、やっぱりそういうかっこうにいくし、かないんじやないかと思うんだが、そうだとしますと、私はいま言ったようにこれに對してやっぱりもう少し検討を加えていくという、こういうことが必要になるんじやないか、そういう考え方を私前提にして実は申し上げて、また、それに対するお考えはどうかというふうにお聞きしているわけなんであります。理屈からおっしゃると、確かにあなたのおっしゃるとおりでありますけれども、しかし、それは現実にはなかなかこれは簡単でない問題だと思ふし、事実上、交付税というものが、いわゆる必要経費をどう見るかということによって、その場合に交付税あるいは地方税なりその他の財源の問題が考えられてこなければいけないような現実になっているのではないか、こういうことなんです。

○政府委員(柴田護君) 私がお答え申し上げておりますのは、現在の財政制度の立つ基盤というものが変わってき
ておるのだから、その認識の上に立てば、地方財政計画だって、また地方交
付税制度だって、中身について検討す
る必要は十分ある、したがって、私ど
もは、その検討を逃げておるわけでも
何でもない、正面からぶち当たろうと
しておるのであります。しかし地方財
政計画なり、あるいはこの交付税制度
なりというものを検討いたします場合
には、実態がこうだから、交付税がこ

うだということばかりをやるべきでもない」と私は思うのでございます。まして、実際問題といたしましては、この交付税の予想しておられますのは、いわば、一種の地方公共団体の財政経費の生活保護費的な面を多分に持つのでございますので、やはり今日の事態からいいますならば、これが一つの経費合理化のめどというような役割も持つ点はあるわけでございます。特に管理経費等につきましては考えますれば、これはできるだけ、むしろ管理経費の合理化という意味合いについて一つの指導的な役割りを果たすのだ、こういう考え方も入れてきておかしくないというように思うのでございます。したがって、単価等につきまして、もちろんいろいろ問題は残っております。それは逐次合理化に努力いたしますけれども、しかし、実際の分析のそのままだとも、しかし、反映という形ではなくして、やはり交付税の持つ本来の機能なり、性格というものに基盤を置いて、合理化をどうするかということを考えてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○委員長(竹中恒君) この際、委員の異動について報告いたします。四月二十七日付、上林忠次君辞任、高橋衛君選任。以上であります。

○鈴木壽君 端的に一つ、いまの交付税のたてまへは、いわば、何といひますか、義務的などいうか。だれでもやらなければいけない行政の、その一つの財政の需要を見ていこうとこういふことにあると思うのです。いまのそれは。それは税とか何か、あるいは地

方償とか一応別にして。だから、ききから言っているように、交付税のワクの中でそういうものを見ていこうという、これしか私いまないといけないと思うのですよ。だから、端的に言うところ、その義務的な行政に必要な経費というものは、実は実態に合わぬと、こういうことを私は申し上げたいのです。問題を突き詰めて言えよ。そうすると、もっと実態に合わせるように、実態ともうっているもの、必ずしもどこの団体でもやっているものをそのままやれという意味ではないですが、少なくとも平均的なものというものも考えられておらなければいけないと思うのだから、それすら見ておらない、こういうところにはいまの交付税の一番大きな問題があると思うのです。教育費なんかは、比較的那やういふような場合には、私が言ったような意味でそれはとらえやすいと思うのですが、この教育費なんかで見ましても、どこの団体へ行っても、基準財政需要額で見られるものを、小学校なり、あるいは中学校、高等学校です、こういうものを除く経費が、一応かりに建設費なんかを除

いたものについて見ましても、とてもじゃないが、必要経費を満たしているような見方じゃないと、こういうことは言えると思うのですが、あなた方はそれは、いや十分見ているのだと、こういうふうにおっしゃることができませんか。

○政府委員(柴田護君) 十分か十分でないかという判断が実はなかなかむずかしいのですが、私が先ほど申し上げました趣旨は、地方の実際の平均値をそのまま使うということにつきましては、ややためらいを感じるわ

けでございます。特に義務経費とい
いますか、行政事務費ということにな
ってまいりますと、これは、やり方に
よつては、これはある程度、現在の交
付税の金額の中だつて、合理化する面
があるかもしれません。でまた、どう
も、どうにもならないものがあるかも
しれません。しかし、全体として考へ
てみますると、やっぱりもとは税金な
んでございますから、これはそういつ
た事務の経費というものは、これは極
力合理化を進めていくのがたてまえな
んでございます。そうなつてまいりま
すと、実態というものをききわめてい
きます場合に、どこまでが可能でどこ
までが不可能かという判断、非常に安
易なやり方でいいますならば、平均値
ということに近づけるということも一
つでございますけれども、それだけで
もいかぬのじやないか。さらに合理化
する道がないかどうかということも、
検討に値する問題ではないか。私ども
は実はそういうふうに考へて、そうい
うようなものを相関的に考へて、いま
までやってきたわけでございます。し
かし、お話のように地方の実態と比較

してまいりますと、いろいろそこに都合しないところが出てくるし、また非常に下回るところも出てくる。そうしますと、この下回っている原因が何かなというのを、やはり突き詰めて考えていかなければ、ものごとは解決しない。逐次そういうことをやりながらきいたわけでございますけれども、まだまだ至らない点が多々あることは、認めるのにやぶさかじゃございません。しかし、おことはを返すようで非常に要縮でございますけれども、交付税の、今日御指摘のような、何と申しますか

感じを与えているものというものは、先ほど来申し上げました点にあるのであって、交付税自身の算定方法の中へ内在する問題もないことはございまして、それよりか、むしろ基本的には、もっと根本的なところから出てきているのじゃないかというふうな認識に立っている次第でございす。

○鈴木壽君　時間もなくなりましたから、いずれまたあとでいろいろ地方財政の問題、あるいは特に交付税の問題につきましてもお尋ねをする機会も来ると思いますから、きょうはあまりこれ以上やらないようにしたいと思います。

実は、いま例にあげました教育費なり、あるいはその他の行政費の項目のなかについて、全般的な問題として、いまの点に関連する点で、地方の団体において、交付税等に見られている経費の上に、さらにどの程度の繰上足しをしなければならぬのかというような資料も、実は私、二三の団体について持っているのですが、これはもちろん、いわゆるい

ま一般にいわれている起過負担の問題、そのまま交付税に見なきやならつとかなんとかということじゃないけれども、やっぱり実態というものを、もう少しよく洗つてみる必要があるんじゃないですか。いや低いことはわかっているのだと、しかし、こう毎年の上うにこういうような問題について出ますが、よくひとつその実態を洗つて、われわれが大まかに言っているこれだけでは足りないんだという経費、それは、そのままに全部正しい意味での不足額ではもちろんないでしょう

れども、それじゃ一体どの程度なのかというのを、やっぱり私は洗ってみて、押える必要があるのじゃないか。

かりに三十九年度で、いろいろ単位費用の引き上げをやっても、依然としてやっぱり問題は残っていくのですね。そういう意味でひとつこの問題を、ほんとうの意味でいい交付税の算定をここににつくり出すと、こういう考え方が、ひとつ御検討をお願いしたいと思います、その点、ひとつお聞きした程度で、あとやめましょう。

○政府委員(柴田護君) 毎年、実態との比較検討を実はやってきておりますけれども、まあ思うにまかせないところもあります。また、その結果の反映のしかたも御指摘のように不足している部分もあらうかと思えます。しかし、私どもはやはり交付税の本来の理想といえますか、これを求めて努力しているわけでございますので、お話のように実態等、なお十分精査いたしまして、その合理化にはつとめてまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○委員長(竹中恒夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(竹中恒夫君) 速記を起して。
ほかに御質疑はございませんか。

他に御発言もないようですので、本法律案についての質疑は終了したものと認め、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——討論もないようですので、これより採決を行ないます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案全部の問題に供します。

○委員長(竹中恒夫君) 多数であります。よって本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書につきましても、委員長に御一任願います。

これはにて散会いたします。
午前十一時二十分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願(第一八三九号)(第一九二七号)(第一九六六号)

一、公衆浴場営業用上下水道料金等減免に関する請願(第一八四一号)(第一九二八号)(第一九六七号)

一、ボーリング営業の規制に関する請願(第一八九六号)(第一八九七号)

一、深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願(第一九四五号)

第一八三九号 昭和三十九年四月十一日受理
公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四東京公衆浴場商業協同組合内 富川源吾

紹介議員 安井 謙君
公衆浴場業に対する左の地方税を免除されたいとの請願。

一、事業税、営業用土地建物に対する固定資産税及び営業用器具設備に対する償却資産税。

二、営業用建物の取得に対する不動産取得税。

理由
公衆浴場業は、国又は地方公共団体からならぬの保護助成を受けない自己資本による弱小企業であるが、国民大衆の保健衛生機関として公共的社会的施設であること、入浴料金は物価統制令で規制され、利益追求の営利行為は許されていない。しかも入浴料金算定の原価計算はきびしい方式が定められている。当局が、引続き低入浴料金を維持するのであれば、その裏付けとして、事業税、固定資産税及び償却資産税を免除し、利用者の負担軽減を図るべきであり、また、不動産取得税も免除して衛生設備の近代化、改善向上を助成すべきである。(資料添付)

第一九二七号 昭和三十九年四月十五日受理
公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四東京公衆浴場商業協同組合内 富川源吾

紹介議員 安井 謙君
公衆浴場業は、国又は地方公共団体からならぬの保護助成を受けない自己資本による弱小企業であるが、国民大衆の保健衛生機関として公共的社会的施設であること、入浴料金は物価統制令で規制され、利益追求の営利行為が

島町四東京公衆浴場商業協同組合内 小穴隆太郎

紹介議員 石井 柱君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第一九六六号 昭和三十九年四月十五日受理
公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四東京公衆浴場商業協同組合内 浪木岩男

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第一八四一号 昭和三十九年四月十一日受理
公衆浴場営業用上下水道料金等減免に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四東京公衆浴場商業協同組合内 富川源吾

紹介議員 安井 謙君
低入浴料金維持のための裏付けとして、公衆浴場の営業用上下水道を低廉な料金で供給し、下水道については料金を免除されたいとの請願。

理由
公衆浴場業は、国又は地方公共団体からならぬの保護助成を受けない自己資本による弱小企業であるが、国民大衆の保健衛生機関として公共的社会的施設であること、入浴料金は物価統制令で規制され、利益追求の営利行為が

許されていない。しかも入浴料金算定の原価計算はきびしい方式が定められている。当局が社会政策の見地から低額入浴料金を実施する限り利用者の関係負担となっている下水道及び下水道の料金を減免されたい。(資料添付あり)

第一九二八号 昭和三十九年四月十五日受理
公衆浴場営業用上下水道料金等減免に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四東京公衆浴場商業協同組合内 小穴隆太郎

紹介議員 石井 柱君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第一九六七号 昭和三十九年四月十五日受理
公衆浴場営業用上下水道料金減免に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四東京公衆浴場商業協同組合内 浪木岩男

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第一八九六号 昭和三十九年四月十四日受理
ボーリング営業の規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市本町一ノ二三ノ九 中村恵子
外四百八名
紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一七七〇号と同じである。

第一八九七号 昭和三十九年四月十四日受理

ボーリング営業の規制に関する請願
(二通)

請願者 東京都目黒区荏町八三

小俣繁雄外一名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一七七〇号と同じである。

第一九四五号 昭和三十九年四月十五日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願

請願者 鳥取市吉方二四二ノ一

白井定彦

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一九五三号 昭和三十九年四月十五日受理

固定資産税の評価がえ取りやめ等に関する請願

請願者 大阪市西成区鶴見北通

一ノ一〇 久保正夫外

七百三十五名

紹介議員 鈴木 市蔵君

国民生活の安定と国民の権利を守るために、池田内閣の重税、高物価の政策を改め、国会で次の要求を直ちにとりあげ実行するよう善処せられたいとの請願。

地代、家賃の値上がりになる固定資産税の評価がえを取りやめること。
税金の強行調査など徴税行政を改める

こと。

第一九五四号 昭和三十九年四月十五日受理

固定資産税の評価がえ取りやめ等に関する請願

請願者 大阪市西区花園町一五

福田豊子外七百三十四

名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第一九五五号 昭和三十九年四月十五日受理

固定資産税の評価がえ取りやめ等に関する請願

請願者 大阪市阿部野区阿部野

筋四ノ五四 岩上美恵

子外七百三十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第一九五六号 昭和三十九年四月十五日受理

固定資産税の評価がえ取りやめ等に関する請願

請願者 大阪市西区花園町五

西口親人外六百四十三

名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

四月二十四日本委員会に付託された左の請願は、国際労働条約第八十七条等特別委員会に付託替えされた。

一、ILO八十七号条約批准に伴う
地方公務員法改正に関する請願
(第二二〇七号)

昭和三十九年五月四日印刷

昭和三十九年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局